

(別紙様式2)

令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 宮崎県
農業委員会名： 串間市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和2年 3月31日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	1,560	1,430				2,990
経営耕地面積	1,229	1,015	841	135	39	2,244
遊休農地面積	40.9	12.2	12.2			53.1
農地台帳面積	1,806	1,955	1,955			3,761

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
- ※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	1,241
自給的農家数	284
販売農家数	957
主業農家数	453
準主業農家数	141
副業的農家数	363

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1,926
女性	906
40代以下	299

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	346
基本構想水準到達者	18
認定新規就農者	41
農業参入法人	0
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者	—						
女性	—						
40代以下	—						

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 0 2 年 7 月 1 9 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	15	15
認定農業者	—	9
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	2
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員	15	14	5

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
		2,990ha	1,046.5ha
課 題	担い手を含む農業者の耕作地が全地域(全農地)で把握できていないため、担い手への集積及び集約を行うための推進及び啓発が困難。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
1,120ha	1,091.8ha	46.7ha	97.5%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	担い手への農地利用集積に向けたあっせん活動(通年) あっせんを行うための該当農地の把握と農業委員及び農地利用最適化推進委員への情報提供(通年) 農地中間管理事業の周知・啓発と貸借契約の推進(通年) 農業者及び市内土地持ち非農家への意向調査の実施(通年) 所有者不明農地制度を活用した担い手への集積活動(7月－3月)
活動実績	未契約による貸借契約の促進(4月－3月) 農地中間管理事業への取組促進(4月－3月) 農地あっせん依頼に伴う担い手耕作者調査(4月－3月)

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	農地等の利用の最適化の推進に関する指針の目標及び活動計画であるため妥当。
活動に対する評価	全担い手に対し、貸借契約等の推進を行うことができなかったため、活動体制の強化が必要である。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	29年度新規参入者数	30年度新規参入者数	令和元年度新規参入者数
	1経営体	0経営体	0経営体
	29年度新規参入者が取得した農地面積	30年度新規参入者が取得した農地面積	令和元年度新規参入者が取得した農地面積
	0.4ha	0ha	0ha
課題	就農相談等に対応できる農地情報(貸したい・売りたい農地)の把握が不十分であるため、引き続き農業者等からの情報収集に努める必要がある。		

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和2年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
1経営体	0経営体	0%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④/③×100)
0.5ha	0ha	0%

※1 参入目標は、活動計画に記載した参入者数を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	移動相談会を利用し、就農相談による農業経営支援及び就農計画作成の支援、農地のあっせん等を行う(11月) 新規参入検討者からの相談時における、農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地あっせん(通年)
活動実績	農政担当課と連携を取り、通年を通して農地相談等における支援調整を行った。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	農地等の利用の最適化の推進に関する指針の目標及び活動計画であるため妥当。
活動に対する評価	就農相談による農地あっせん支援を依頼するも、就農可能な農地があまりないため、迅速に対応できる体制づくりが必要。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	3,043ha	53.1ha	1.74%
課 題	悪条件(湿田、農地・農道の狭小化等)により借り手も見つからないため、一律的な指導で解消につなげることが困難(基盤整備の早期取組が必須)。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和2年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
9.0ha	9.1ha	101.1%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	農地の利用状況調査	33人	8月-9月	10月	
	農地の利用意向調査	調査実施時期: 11月-12月			
	その他の活動	<ul style="list-style-type: none"> 新規発生の遊休農地の早期解消指導(通年) 休耕地(1作休耕地も対象)の把握を行うための定期現地確認と、早期あっせん依頼を行う(通年) 			
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		32人	8月	9月-11月	
	農地の利用意向調査	調査実施時期	11月-12月	調査結果取りまとめ時期	12月
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条	
		調査数: 202筆	調査数: 0筆	調査数: 0筆	
	調査面積: 5.8ha	調査面積: 0ha	調査面積: 0ha		
その他の活動	農振見直し後に非農地判断を実施(令和3年度)するため、判断箇所の選定及び現況確認を行った。				

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	農地等の利用の最適化の推進に関する指針の目標及び活動計画であるため妥当。
活動に対する評価	耕作不便(狭小な農地・農道等)な遊休農地は、引き受け農業者もいないため解消指導に苦慮しているが、解消目標達成となったため妥当である。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和2年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	2,990ha	8.44ha
課 題	長期にわたる違反転用が多いことから、違反転用であることの認識がないため、指導を行っても是正できない。また、非農家による違反転用は農地利用が困難なため、復旧への理解が得られないこともある。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和2年度実績

実 績①	増減(B-①)
8.26ha	△0.18ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	<ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会だよりによる周知徹底(2回掲載予定) ・利用意向調査と併せ、転用申請可能農地の申請指導の実施(11月-12月)
活動実績	早期発見時の復旧や転用申請提出などの指導を行った。(通年)
活動に対する評価	土地持ち非農家も含め、転用申請及び無許可による行為違反の周知を行っているため妥当。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数:68件、うち許可 68件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	事務局による申請内容の許可要件並びに現地確認、担当調査委員による許可要件に基づく申請者聴取並びに現地確認			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	農地利用最適化推進委員が、調査内容及び許可要件該当項目を本総会の審議内容を報告し、農業委員全員で全体審議をしている			
	是正措置				
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	0件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	串間市ホームページにて公表。また、事務局備え付けの議事録を公表。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 20日	処理期間(平均)	20日
	是正措置				

2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数:89件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	事務局による申請内容の許可要件並びに現地確認、担当調査委員による許可要件に基づく申請者聴取並びに現地確認			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	農業委員が調査内容及び許可要件該当項目を本総会の審議内容を報告し、農業委員全員で全体審議をするとともに、必要であれば農地利用最適化推進委員が意見を述べる体制が取れている			
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	串間市ホームページにて公表。また、事務局備え付けの議事録を公表。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 20日	処理期間(平均)	20日
	是正措置				

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		15法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		13法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		0 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		0 法人
	提出しなかった理由		
	対応方針		
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況		

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容			
貸借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象貸借借件数	597件	公表時期 令和 3年 3月
		情報の提供方法:農業委員会だよりによる配布とホームページ掲載		
	是正措置			
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数	981件	取りまとめ時期 令和 3年 3月
		情報の提供方法:農業委員会だよりを活用した掲載		
	是正措置			
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積	3,753ha	
		データ更新:年1回の全データ突合(固定資産税台帳と住民基本台帳)と適時更新(農地法等の申請)		
		公表:全国農地ナビによる公表及び申請による公表		
	是正措置			

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	<p>(要望・意見) ①遊休農地及び担い手集積対策となる基盤整備の実現 ②担い手確保の強化(企業参入含む) ③農業継続・耕作維持に伴う農産物の価格安定や高収益確保対策</p> <p>(対処内容) 地元・行政・農業委員会・関係団体等の連携や積極的な取組が必須であることから、今後も農地等利用最適化推進施策に関する意見書を提出する。</p>
農地法等によりその権限に属された事務	<p>(要望・意見) なし</p> <p>(対処内容)</p>

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数

1 件

提出先及び提出した意見の概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農地等の利用の最適化の推進について <ol style="list-style-type: none"> ①農道及び基盤整備の事業推進 ②農地中間管理機構関連農地整備事業の推進 ③農地中間管理事業推進 2. かんしょ茎・根腐敗症状対策について <ol style="list-style-type: none"> ①病気発生時期における新品目等の確立 ②必要に応じたあっせん農地までの進入路等の整備補助 3. 業務の効率化に向けたICT等の環境整備について
----------------	--

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している